⑶　入札説明会の日時、場所及び参加方法
　令和５年５月10日（水）15時00分　独立行政法人国際交流基金　日本語試験センター（〒160―0004 東京都新宿区四谷４－３）８階中会議室Ｃ
　前日令和５年５月９日（火）17時00分までに上記３⑴Emailアドレス宛に参加申込みを行うこと。
　入札説明会参加申込書（別紙様式１）掲載場所：
　https://www.jpf.go.jp/j/about/bid/index.html
⑷　入札の日時及び場所　令和５年７月19日（水）15時00分　独立行政法人国際交流基金本部　会議室Ａ４（１階）（〒160―0004 東京都新宿区四谷東京都新宿区四谷１－６－４四谷クルーセ）
４　入札誓約書の提出
　本件入札参加者に対しては、機密情報守秘に関する誓約書を上記３⑶入札説明会参加申込書と併せて事前に提出すること。
　入札誓約書（別紙様式２）掲載場所：
　https://www.jpf.go.jp/j/about/bid/index.html
５　その他
⑴　入札、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示す証明書・提案書等の必要資料を所定期限（別途入札説明書で指定する期限）までに提出しなければならない。当該資料は独立行政法人国際交流基金において審査するものとし、競争参加資格を有する者による入札を行うものとする。入札者は、当該資料に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　入札説明書に定める条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　総合評価落札方式の加算方式による。落札決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者の中から、総合評価点（技術点と価格点を足して得た数値）が最も高い者を落札者とする。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。

６　Summary
⑴　Official in charge of contracts : SUZUKI Masayuki, Executive Vice President, The Japan Foundation
⑵　Classification of the products to be procured : 15
⑶　Nature and quantity of the products : The arrangement for audio equipment to be used for the Research Tests for the Japanese-Language Proficiency Test
⑷　Delivery period : December 31, 2024
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Articles 16 and 18 of the Japan Foundation's Rules for the operation of Accounting
②　have Grade A, B or C classification in offering services in terms of the qualification for participating in tenders (single qualification for every ministry and agency) for fiscal years 2022, 2023 and 2024.
③　not currently be under suspension of nomination by the Japan Foundation
④　be able to reliably fulfill the terms of the contract with the Japan Foundation and who have no record of default, delay or other breach of promise over the past year
⑤　Promise to keep in confidence all the information on the Research Test for the JLPT obtained through participating in the tendering procedures.
⑥　have track record of excellence in providing services of arranging sound equipment for the listening test
⑦　possess all necessary resources to provide the required services
⑧　For further details, refer to tendering documentation.
⑺　Date and time for tender explanation meeting : 3 : 00 P.M. May 10, 2023
⑻　Time limit of tender : 3 : 00 P.M. July 19, 2023
⑼　For details please contact : KONO, Center for Japanese-Language Testing, The Japan Foundation, 4―3　7F Yotsuya, Shinjuku-ku, Tokyo 160―0004 Japan TEL 03―5367―1021 FAX 03―5367―1025
E-mail jlpt@jpf.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年３月15日
契約担当役
　国立研究開発法人物質・材料研究機構
　総務部門長　齋藤　　潔
◎調達機関番号　802　◎所在地番号　08
○第73号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　調達件名及び数量　電池材料評価用充放電システム　１式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期限　令和６年３月15日
⑸　納入場所　国立研究開発法人物質・材料研究機構
⑹　入札方法　上記１⑵の件名について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。
⑺　電子入札システムの利用　本件は、書類提出及び入札を電子入札システムで行う対象案件である。ただし、紙による入札書等の提出も可とする。
　ＮＩＭＳ電子入札システム
　http://www.nims.go.jp/nims/procurance/bid-info.html
２　競争参加資格
⑴　国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則第４条第１項の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則第４条第２項の規定に該当しない者であること。
⑶　令和04・05・06年度全省庁統一資格「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　〒305―0047 茨城県つくば市千現一丁目２番地１　国立研究開発法人物質・材料研究機構　総務部門調達室　飯田　孝夫　電話029―859―2691
⑵　入札説明書の交付方法　入札説明書等の配布資料は、入札情報公開システム上で交付する。ダウンロードに必要となるパスワードは、下記の請求先へメールにて問い合わせること。なお、メールの件名は下記のとおりとすること。「（飯田）＋調達件名」パスワード請求先：password@ml.nims.go.jp
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和５年４月６日15時00分　国立研究開発法人物質・材料研究機構千現地区入札室
⑷　証明書等の受領期限　令和５年５月８日15時00分
⑸　入札書の受領期限　令和５年５月19日15時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和５年５月22日15時00分　国立研究開発法人物質・材料研究機構千現地区入札室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書の他に当機構の交付する仕様書に基づき、製作仕様書及び付属説明資料等（以下「製作仕様書等」という。）をそれぞれの受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から製作仕様書等に関し説明及び協議を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとし、必要な場合には製作仕様書等の変更に応ずべきものとする。